

証券コード 3230

平成28年2月8日

株 主 各 位

東京都港区虎ノ門四丁目3番1号
 スター・マイカ株式会社
 代表取締役社長 秋澤 昭一

第15回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第15回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年2月23日（火曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年2月24日（水曜日）午前10時
 （受付開始は午前9時30分）
2. 場 所 東京都港区赤坂一丁目12番33号
 ANAインターコンチネンタルホテル東京 地下1階 グローリー
 （昨年と開催場所が異なりますので末尾の会場ご案内図をご参照いただき、
 間違いのないようお願い申し上げます。）
3. 目的事項
 報告事項
 1. 第15期（平成26年12月1日から平成27年11月30日まで）事業報告、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第15期（平成26年12月1日から平成27年11月30日まで）計算書類の内容報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 定款一部変更の件
 - 第2号議案 監査等委員でない取締役6名選任の件
 - 第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
 - 第4号議案 監査等委員でない取締役の報酬額決定の件
 - 第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎本招集ご通知に添付すべき書類のうち、「連結注記表」及び「個別注記表」として表示すべき事項につきましては、法令及び当社定款の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本添付書類には記載しておりません。なお、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類には、本添付書類記載のもののほか、この「連結注記表」及び「個別注記表」として表示すべき事項も含まれております。
- ◎本招集ご通知の内容については、早期に情報をご提供する観点から、本通知発送前に当社ウェブサイトを開示いたしました。
- ◎事業報告、連結計算書類、計算書類ならびに株主総会参考書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイトに掲載させていただきます。※**当社ウェブサイト** <http://www.starmica.co.jp>

(添付書類)

事業報告

(平成26年12月1日から
平成27年11月30日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、政府の経済政策、日本銀行の金融緩和政策の効果を背景に企業業績の改善や個人消費の増加傾向が続き、堅調な国内需要に支えられて緩やかな景気回復を続けております。

当社グループの属する中古マンション業界におきましては、公益財団法人東日本不動産流通機構によると、平成27年11月度の首都圏中古マンションの成約件数は2,971件（前年同月比5.0%増）と2カ月連続で増加しております。また、首都圏中古マンションの成約㎡単価は、首都圏平均で45.98万円（前年同月比4.2%上昇、前月比0.4%上昇）、成約平均価格は2,916万円（同3.8%上昇、同1.1%減少）で、ともに前年同月比は上昇しております。

このような市場環境の中、当社グループは、事業規模の拡大と資本効率の向上を両立すべく、当連結会計年度から始まる中期経営計画（平成27年11月期から平成29年11月期）をスタートいたしました。当連結会計年度は、中期経営計画を達成すべく、基幹事業である中古マンション事業の収益力を引き続き強化し、また、インベストメント事業において不動産再生投資案件への挑戦を通じ収益機会を拡大し、さらに、アドバイザー事業においては、不動産管理、仲介業務等の顧客規模の拡大を図ってまいりました。当社グループ全般では、中古マンション事業での好調な販売実績により売却収入が増加し、販売利益率が向上したことに加え、インベストメント事業で物件の組替に伴い売却を行ったことから、売上高、営業利益、経常利益及び当期純利益が大幅に増加いたしました。

この結果、当社グループの当連結会計年度における業績は、売上高19,333,365千円（前期比39.1%増）、営業利益2,465,220千円（同29.5%増）、経常利益1,797,119千円（同39.7%増）、当期純利益1,114,275千円（同44.2%増）となりました。

セグメント別の概況は、次のとおりであります。

(中古マンション事業)

中古マンション事業は、多数の賃貸中の中古マンションを取得し、ポートフォリオとして賃貸運用しながら、退去した空室物件を順次リノベーションして居住用物件として販売しております。当連結会計年度は、保有物件残高の増加に伴い、安定的な賃貸売上が2,363,085千円(同11.4%増)と順調な積み上げを図ることが出来ました。また、販売面においても、一棟リノベーションマンション「ステラシリーズ」では、新たに横浜(総戸数95戸)、氷川台(総戸数32戸)の分譲を開始し、販売数の底上げを図りました。首都圏新築マンションの供給戸数が低迷する中、リノベーション中古マンションへの顧客の期待に応えるべく、付加価値の高い物件作りに注力し、販売売上は13,128,019千円(同29.7%増)、販売粗利益率は14.8%と好調に推移いたしました。

この結果、売上高は15,497,492千円(同26.5%増)、営業利益は2,189,567千円(同22.8%増)となりました。なお、当連結会計年度の売上原価に含まれる販売用不動産評価損は、40,299千円となりました。

(インベストメント事業)

インベストメント事業は、分譲中古マンション以外の収益不動産について、賃貸又は販売目的で投資運用を行っております。当連結会計年度は、収益不動産の保有物件見直しに伴い、グループでのシナジー効果を発揮しにくい地方物件(福岡市、札幌市)の売却を行いました。また、新たに事業期間の短い不動産再生案件にも投資を行い、売却実績に結びついたことにより、販売売上が増加いたしました。さらに、新規投資を通じ保有不動産が増加したことから、賃料収入が増加いたしました。この結果、売上高は3,419,839千円(同185.0%増)、営業利益は297,503千円(同275.7%増)となりました。

(アドバイザー事業)

アドバイザー事業は、不動産の売買仲介、賃貸仲介、賃貸管理等を含む「フィー(手数料)ビジネス」を行っております。当連結会計年度は、外部顧客に対する仲介手数料の増加に注力したものの、前年同期に成約した大口仲介取引の反動減により売上高が減少しました。この結果、売上高は416,034千円(同7.2%減)、営業利益は385,054千円(同11.5%減)となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した設備投資等は824,964千円であり、その主なものは、インベストメント事業における有形固定資産への投資であります。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第12期 (平成24年11月期)	第13期 (平成25年11月期)	第14期 (平成26年11月期)	第15期 (当連結会計年度) (平成27年11月期)
売上高(千円)	12,857,962	13,543,527	13,901,173	19,333,365
経常利益(千円)	989,067	1,230,490	1,286,375	1,797,119
当期純利益(千円)	538,576	744,401	772,912	1,114,275
1株当たり当期純利益(円)	59.48	83.87	85.89	123.23
総資産(千円)	32,367,188	37,545,988	44,229,087	48,802,817
純資産(千円)	11,227,627	10,954,805	11,622,473	12,554,272
1株当たり純資産額(円)	1,153.19	1,213.27	1,277.94	1,380.86

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式数により算出しております。
2. 当社は、平成24年12月1日付で普通株式1株につき普通株式100株の株式分割を行っております。そのため、過年度分についても当該株式分割が行われたと仮定して遡及修正後の1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第12期 (平成24年11月期)	第13期 (平成25年11月期)	第14期 (平成26年11月期)	第15期 (当事業年度) (平成27年11月期)
売上高(千円)	12,566,263	13,232,529	13,583,859	18,928,312
経常利益(千円)	802,960	1,105,478	1,103,757	1,680,183
当期純利益(千円)	499,516	720,279	708,722	1,116,921
1株当たり当期純利益(円)	55.17	81.15	78.75	123.53
総資産(千円)	31,052,831	37,224,471	43,780,399	48,325,535
純資産(千円)	10,036,241	10,760,525	11,364,003	12,298,448
1株当たり純資産額(円)	1,133.86	1,191.65	1,249.35	1,352.57

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式数により算出しております。
2. 当社は、平成24年12月1日付で普通株式1株につき普通株式100株の株式分割を行っております。そのため、過年度分についても当該株式分割が行われたと仮定して遡及修正後の1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況**① 親会社の状況**

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金等	当社の議決権比率	主要な事業内容
スター・マイカ・アセットマネジメント(株)	30,000千円	100%	アドバイザー事業
ファン・インベストメント(株)	30,000千円	100%	アドバイザー事業
スター・マイカ・レジデンス(株)	30,000千円	100%	アドバイザー事業

(注) 主要な事業内容欄には、セグメントの名称を記載しております。

(4) 対処すべき課題**① 経営理念及び中期経営計画**

当社グループは「"作る"から"活かす"社会を実現します」を経営理念に掲げ、主に中古マンションのリノベーション再販に取り組んでおります。

この中で、当社グループでは、事業規模の拡大と資本効率の向上を両立すべく、当連結会計年度から始まる中期経営計画（平成27年11月期から平成29年11月期）をスタートしております。平成27年1月9日に開示した中期経営計画の基本方針と重点施策、計数計画の概要は以下のとおりです。

イ. 基本方針

短期、中期、長期にわたり、優良な住宅を世の中に提供する

ロ. 重点施策**中古マンション事業**

- ・東京、横浜、大阪だけでなく、これまで取扱いの少ない埼玉・千葉エリアへの展開
- ・商品力の一層の強化、一方で他社との協業により、市場全体の活性化を図る

インベストメント事業

- ・過去のバリューアップ実績を元に、事業期間の短い不動産再生投資案件への挑戦
- ・物件ポートフォリオの入れ替えによるグループシナジーの最大化

アドバイザー事業

- ・子会社を通じて、一般消費者に向けたブランディング、提案型営業の強化
- ・賃貸管理物件数、顧客数の増大を通じた規模の拡大

資金調達・株主還元

- ・中長期のROE10%を目指し、資本の効率活用を追求
- ・中長期の配当性向30%を目標とした、長期にわたる連続増配の継続
- ・知名度の向上、資金調達力強化のため東証1部への市場変更を目指す

組織・人事

- ・中途採用中心から、新卒採用と中途採用のバランス採用へ
- ・社内教育研修体制、人事制度の拡充

ハ. 計数計画

最終年度における平成29年11月期は、売上高200億円、営業利益30億円、投資残高（販売用不動産と有形固定資産の合計）530億円、ROE10%を計画しております。

② その他の対処すべき課題

イ. 不動産市場の変化への対応

当社グループは、不動産を多数保有するため、不動産の市場動向を継続して注視し、顧客の需給の変化や当社グループでの保有期間等に応じて、財務健全性を優先して資金回収を優先するなどの的確な対応を行う方針です。そのためには、当社グループの事業規模に応じて適時に適切な判断を行えるよう、社内体制の一層の強化が必要と考えております。

ロ. 金融環境の変化への対応

当社グループでは、不動産を取得・保有する資金調達力が必要不可欠であります。市場環境変化に大きく左右されず安定した資金調達を行うために、金融機関とは単なる融資取引にとどまらず、不動産情報の収集、顧客の紹介や住宅ローン等多面的な関係を構築することにより、「金融機関のビジネスパートナー化」を推進する方針であります。

ハ. コンプライアンスの強化

当社グループは、常に法令等を遵守し、高い倫理観と社会的良識をもって行動することが、継続的に企業価値を高めるために最も重要であると考えております。関連する法令・制度が変革される中、常に企業としての社会的責任を果たすために、経営管理体制の強化に努めます。

(5) 主要な事業内容 (平成27年11月30日現在)

事業区分	事業内容
中古マンション事業	首都圏を中心に、賃貸中のファミリータイプの中古マンション（区分所有）を1室単位から購入し、当社で継続してポートフォリオとして賃貸運用をしております。入居者の退去後は、リノベーションを行い資産価値を高めた後で、仲介会社（外部もしくは子会社）を通じてエンドユーザーへ居住用物件として販売しております。
インベストメント事業	首都圏を中心に、幅広く分譲中古マンション以外の収益不動産等を中心に様々な投資を行い、賃貸及び販売をしております。当社グループの投資の特徴は、修繕を通じた稼働率の改善等、物件の潜在的な収益機会を捉えることを重視しております。また、中古マンション事業とは異なる投資対象に取り組むことで、新たな事業モデルの開発といった戦略的投資の機能も有しています。
アドバイザー事業	不動産の売買仲介、賃貸仲介、賃貸管理、建物管理等、前記の2事業から派生する「フィー（手数料）ビジネス」を行っております。これらは、会社の資本効率を高め、外注費用を内製化するだけでなく、様々な案件への関与を通じて、ビジネスチャンスを拡大し、ノウハウを蓄積する点で、他の事業との相乗効果が期待されます。

(6) 主要な営業所 (平成27年11月30日現在)

当 社	(本社) 東京都港区虎ノ門四丁目3番1号
	(横浜支店) 神奈川県横浜市西区北幸一丁目11番11号
	(大阪支店) 大阪府大阪市北区芝田一丁目4番8号

(7) 使用人の状況 (平成27年11月30日現在)

企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減数
中古マンション事業	34名	3名増
インベストメント事業	4	－
アドバイザーリー事業	22	2名増
全社 (共通)	17	2名増
合計	77	7名増

(注) 使用人数は就業人数を表示しております。臨時従業員は含まれておりません。

(8) 主要な借入先の状況 (平成27年11月30日現在)

借入先	借入額
株式会社三菱東京UFJ銀行	7,850,490 千円
株式会社三井住友銀行	5,364,141 千円
株式会社あおぞら銀行	5,327,500 千円
株式会社りそな銀行	2,642,400 千円
株式会社東京スター銀行	2,324,975 千円
株式会社新銀行東京	2,004,319 千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成27年11月30日現在）

- | | |
|--------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 21,200,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 10,000,000株 |
| ③ 株主数 | 8,047名 |
| ④ 大株主（上位10名） | |

株主名	所有株式数	持株比率
株式会社オフイス扇	1,497,000株	16.6%
水永政志	1,343,900	14.9
田口弘	900,000	10.0
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	897,400	9.9
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	527,000	5.8
ロイヤルバンクオブカナダトラストカンパニー（ケイマン）リミテッド	466,000	5.2
ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニー・レギュラー・アカウント	284,100	3.1
野村信託銀行株式会社（投信口）	240,300	2.7
C B L D N K I A F U N D 1 3 6	140,300	1.6
ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー 505227	123,300	1.4

(注) 1. 当社は、自己株式を957,799株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

(平成27年11月30日現在)

	平成14年12月11日 臨時株主総会決議 第1回新株予約権	平成22年2月26日 取締役会決議 A号新株予約権	平成23年6月30日 取締役会決議 B号新株予約権
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	新株予約権1個につき 普通株式100株	新株予約権1個につき 普通株式100株	新株予約権1個につき 普通株式100株
新株予約権の目的となる株式の数	取締役 320,000株	取締役 10,400株	取締役 15,300株
新株予約権の行使時の払込金額 (1個当たり)	50,000円	1円	1円
新株予約権の行使期間	平成15年1月1日から 平成34年12月31日まで	平成22年3月16日から 平成52年3月14日まで	平成23年7月16日から 平成53年7月14日まで
新株予約権を有する役員の数	取締役 1名	取締役 2名	取締役 2名
	平成24年4月13日 取締役会決議 C号新株予約権	平成25年4月11日 取締役会決議 D号新株予約権	平成26年3月31日 取締役会決議 E号新株予約権
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	新株予約権1個につき 普通株式100株	新株予約権1個につき 普通株式1株	新株予約権1個につき 普通株式1株
新株予約権の目的となる株式の数	取締役 27,300株	取締役 14,400株	取締役 16,600株
新株予約権の行使時の払込金額 (1個当たり)	1円	1円	1円
新株予約権の行使期間	平成24年5月2日から 平成54年4月30日まで	平成25年5月2日から 平成55年4月30日まで	平成26年4月16日から 平成56年4月14日まで
新株予約権を有する役員の数	取締役 4名	取締役 4名	取締役 4名

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

③ その他新株予約権等の状況

当社は、平成27年1月15日開催の取締役会決議により、中期経営計画達成へのコミットメントをより高め、結束して中長期的な当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すことを目的として、以下のとおり、新株予約権を有償にて発行することを決議いたしました。その概要は以下のとおりであります。

	平成27年新株予約権
発行決議日	平成27年1月15日
新株予約権数	1,110個
新株予約権目的となる株式の種類及び数	普通株式 111,000株 (新株予約権1個につき 100株)
新株予約権払込金額	新株予約権1個当たり 500円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 112,200円 (1株当たり 1,122円)
権利行使期間	自 平成30年3月1日 至 平成33年1月29日
行使の条件	(注)
割当先	当社取締役 6名 1,110個

- (注) 1. 新株予約権者は、平成27年11月期から平成29年11月期の当社の有価証券報告書に記載された連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合は損益計算書）における営業利益の合計額が下記①～③に掲げる各金額を超過した場合、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、それぞれ定められた割合までの個数を行使することができる。なお、行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てた数とし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。
- ①6,500百万円を超過した場合、割り当てられた本新株予約権の50%まで
 ②7,000百万円を超過した場合、割り当てられた本新株予約権の70%まで
 ③7,500百万円を超過した場合、全ての本新株予約権
2. 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
3. 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
4. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
5. 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況 (平成27年11月30日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況等
代表取締役会長	水 永 政 志	(株)オフィス扇代表取締役
代表取締役社長	秋 澤 昭 一	—
取締役 C F O	日 浦 正 貴	管理本部長
取 締 役	明 石 圭 市	投資事業本部長兼横浜支店長
取 締 役	石 積 智 之	企画本部長
取 締 役	河 西 正 人	戦略本部長 ファン・インベストメント(株)代表取締役
取 締 役	小 滝 一 彦	日本大学経済学部教授
常 勤 監 査 役	河 島 克 二	—
監 査 役	小 坂 義 人	飛悠税理士法人社員 信越化学工業(株)監査役 アストマックス(株)監査役 きさらぎ監査法人代表社員
監 査 役	櫛 本 健 夫	とちもと公認会計士事務所所長

- (注) 1. 取締役小滝一彦氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役河島克二氏、小坂義人氏及び櫛本健夫氏は、社外監査役であります。
 3. 当社は、取締役小滝一彦氏、監査役河島克二氏、小坂義人氏及び櫛本健夫氏の4名を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 4. 監査役小坂義人氏及び監査役櫛本健夫氏は、公認会計士の資格を有しており財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 5. 平成27年5月31日付で、監査役依田雅弘氏は辞任により退任いたしましたので、平成26年2月21日開催の第13回定時株主総会にて補欠監査役に選任された櫛本健夫氏が、監査役に就任いたしました。

② 事業年度中に退任した監査役

氏 名	退 任 日	退 任 事 由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
依 田 雅 弘	平成27年5月31日	辞 任	—

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役	7名	209,806 千円
監 査 役	4名	6,000 千円
合 計	11名	215,806 千円

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 上記の支給額には、社外取締役1名に対する支給額1,200千円が取締役の支給額に含まれており、社外監査役3名に対する支給額5,400千円が監査役の支給額に含まれております。
3. 上記の取締役及び監査役の支給人数には、平成27年5月31日付で辞任により退任した監査役1名の在任中の支給額が含まれております。
4. 取締役の報酬限度額は、平成19年2月26日開催の定時株主総会決議において年額300百万円以内(うち社外役員30百万円以内。ただし、使用人分給与は含まない)と決議いただいております。加えて、上記の取締役の報酬等の額とは別枠として、当社取締役に対してストック・オプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬等の額として、一般型年額24百万円以内、株式報酬型年額24百万円以内と決議いただいております。
5. 監査役の報酬限度額は、平成19年2月26日開催の定時株主総会決議において年額60百万円以内(うち社外役員30百万円以内)と決議いただいております。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役小滝一彦氏は、日本大学経済学部教授を兼務しておりますが、兼務先と当社との取引関係はございません。

監査役小坂義人氏は、飛悠税理士法人社員、信越化学工業株式会社監査役、アストマックス株式会社監査役、きさらぎ監査法人代表社員を兼務しておりますが、各兼務先と当社との取引関係はございません。

監査役樺本健夫氏は、とちもと公認会計士事務所所長を兼務しておりますが、兼務先と当社との取引関係はございません。

ロ. 当該事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社 外 取 締 役	小 滝 一 彦	当事業年度開催の取締役会(14回)のすべてに出席し、豊富な経験と大学教授としての幅広い見識をもとに、専門的な見地から、取締役会の意思決定について適切な助言・提言を行っております。
社 外 監 査 役	河 島 克 二	当事業年度開催の取締役会(14回)及び監査役会(12回)のすべてに出席し、過去の経験や実績に基づく専門的な見地から取締役会・監査役会の意思決定について適切な助言・提言を行っております。
社 外 監 査 役	小 坂 義 人	当事業年度開催の取締役会14回中13回及び監査役会12回中11回に出席し、過去の経験や実績に基づく専門的な見地から取締役会・監査役会の意思決定について適切な助言・提言を行っております。
社 外 監 査 役	樺 本 健 夫	当事業年度開催の取締役会(7回)及び監査役会(6回)のすべてに出席し、過去の経験や実績に基づく専門的な見地から取締役会・監査役会の意思決定について適切な助言・提言を行っております。

- (注) 1. 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第23条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が4回ありました。
2. 監査役樺本健夫氏の、当事業年度開催の取締役会及び監査役会の出席回数につきましては、監査役に就任してからの回数であります。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	14,400千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	14,400千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けた上で会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積もりの算定根拠について確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人の継続監査年数等を勘案しまして、再任もしくは不再任の議案の内容を決定いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した事項は次のとおりであります。

① 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

企業行動憲章を制定し、当社及び当社子会社の役職員が法令及び定款を遵守した行動をとるための行動規範を定めております。またその徹底を図るため、コンプライアンス規程を定めコンプライアンス担当部署を置き、当該部署の管掌取締役が、当社グループ全体のコンプライアンスの取り組みを横断的に統括します。コンプライアンス担当部署は、当社及び当社子会社の役職員に対してコンプライアンスに関する研修を行います。

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては、毅然とした対応をします。企業行動憲章において、基本方針を社内外に宣言し、社内規程を設けて社内体制の整備をします。また、不当要求防止責任者を定め、警視庁と連携するとともに、社内における教育研修を行います。

内部監査部門は、コンプライアンス部門と連携の上、当社及び当社子会社のコンプライアンスの状況を監査し、定期的に取り締り役会及び監査役会に報告するものとします。

当社及び当社子会社は、法令遵守上疑義のある行為等について、社外の弁護士に直接相談を行う内部通報制度の体制を整備します。

② 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程に従い、取締役の職務執行にかかる情報を文書又は電磁的媒体（以下「文書等」という）に記録し、保存します。取締役及び監査役は、文書管理規程により、常時これらの文書等を閲覧できるものとします。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理規程を定め、リスク管理担当部署を置き、当該部署の管掌取締役が統括して、リスク管理体制を構築し、リスク管理状況を定期的に取り締り役会及び監査役会に報告するものとします。また、不測の事態が生じた場合は代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、専門家の助言の下、迅速な対応を行う体制を整えます。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会を月一回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催いたします。また、取締役会は、職務権限規程・業務分掌規程等の社内規程により、職務権限及び意思決定ルールを定め、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制を整備します。さらに、業務の運営状況を把握し、その改善を図るために、内部監査を実施いたします。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ. 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は関係会社管理規程を定め、子会社から定期的に業務執行に関する報告を受けるとともに、定期的な監査を実施する体制を整備します。

また、当社の取締役、役職員が各子会社の取締役を兼務することにより、相談・報告を適切に行える体制を整備します。

ロ. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

子会社の業務執行について、当社に適時適切な報告を求めるとともに、関係会社管理規程に定めた重要事項については、当社の取締役会にて審議を行います。

ハ. 子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

関係会社管理規程に基づき、子会社の管理、組織、権限等を定めるとともに、当社の主管部署を定めて、必要に応じて主管部署と子会社が連携して、業務執行を行います。

また、内部監査担当部門が子会社を含めた業務及び財産の状況の監査を行い、各子会社の業務執行の適正性を確保することとしております。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の職務を補助する組織は内部監査部門とし、監査役の求めに応じて必要な人員を配置することとします。

⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当該使用人の人事異動・評価等に関しては、あらかじめ監査役会に相談し、意見を求めることとしております。また、監査役から必要な指示を受けた使用人は、その指示に関する限りにおいて、取締役の指揮命令は受けないものとしております。

⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

代表取締役及び業務執行を担当する取締役は、取締役会において随時その担当する業務の執行状況の報告を行います。また、取締役及び使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生し又は発生する恐れがあるときや、役職員による法令・定款違反または不正な行為を発見したときは、監査役に報告します。

また、当社グループは、当社の監査役への報告を行った当社グループの取締役及び使用人に対して、当該報告を行ったことを理由として不利益な取り扱いを禁止し、その旨を当社グループの取締役及び使用人に周知徹底いたします。

- ⑨ 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査役がその職務の執行について生じる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないが必要と認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理いたします。
- ⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役の過半数は社外監査役とし、監査の透明性を確保します。また、取締役と監査役の定期的な意見交換を行い、会計監査人・内部監査部門との連携を図り、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図ります。さらに、役職員の監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するよう努めます。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下の通りです。

① 内部統制システム全般

当社及びグループ各社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の社長室がモニタリングし、改善を進めております。

② コンプライアンス

当社は、当社及びグループ各社の使用人に対し、社内研修による教育及び会議体での説明を行い、法令及び定款を遵守するための取組みを継続的に行っております。

また、当社はコンプライアンス規程により相談・通報制度を設けており、コンプライアンスの実効性向上に努めております。

③ 内部監査

内部監査担当部門である社長室が作成した内部監査計画に基づき、当社及びグループ各社の内部監査を実施いたしました。

(7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題のひとつと位置づけております。そこで、業績に応じて継続的な利益配分を年2回中間配当及び期末配当として実施するとともに、機動的な資本政策の遂行を目的とした自己株式の取得を行うことを、利益配分の基本方針としております。また、中長期的には、連結配当性向30%を目標としております。

当社の剰余金の配当の決定機関は取締役会であり、社外取締役を含む取締役会において、利益や剰余金の水準、配当性向、現預金残高等を勘案のうえ、配当を決定しております。また、取締役会の決議により毎年5月31日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。なお、内部留保資金につきましては、経営体質の一層の強化を図るとともに、今後の事業拡大・競争力強化のための成長投資として充当する方針であります。当連結会計年度につきましては、前記の方針に基づいて、中間配当として1株当たり金11円、配当金の総額99,464千円（取締役会決議 平成27年6月30日 効力発生日 平成27年8月4日）、期末配当として1株当たり金18円、配当金の総額162,759千円（取締役会決議 平成28年1月8日 効力発生日 平成28年2月25日）、配当性向23.5%としております。

なお、次期の配当予想につきましては、年間配当額として1株当たり34円（中間配当1株当たり17円、期末配当1株当たり17円）、配当性向は24.3%を予定しております。

-
- (注) 1. 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨て、比率につきましては表示単位未満の端数を四捨五入して、それぞれ表示しております。
2. 記載金額には消費税等は含まれておりません。

連結貸借対照表

(平成27年11月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	39,315,987	流 動 負 債	6,094,278
現金及び預金	1,933,996	営業未払金	329,874
営業未収入金	62,512	短期借入金	117,650
販売用不動産	36,890,439	1年内返済予定の長期借入金	4,053,803
繰延税金資産	69,328	未払法人税等	417,543
その他	361,338	その他	1,175,407
貸倒引当金	△1,627	固 定 負 債	30,154,267
固 定 資 産	9,477,765	社 債	329,500
有形固定資産	9,067,549	長期借入金	29,664,979
建物及び構築物	2,800,067	その他	159,788
土地	6,238,137	負 債 合 計	36,248,545
その他	29,345	純 資 産 の 部	
無形固定資産	6,069	株 主 資 本	12,503,698
投資その他の資産	404,146	資 本 金	3,573,038
繰延税金資産	70,601	資 本 剰 余 金	3,548,549
その他	333,544	利 益 剰 余 金	5,939,105
繰 延 資 産	9,065	自 己 株 式	△556,995
社債発行費	9,065	その他の包括利益累計額	△17,697
資 産 合 計	48,802,817	繰延ヘッジ損益	△17,697
		新 株 予 約 権	68,270
		純 資 産 合 計	12,554,272
		負 債 純 資 産 合 計	48,802,817

連結損益計算書

（平成26年12月1日から
平成27年11月30日まで）

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		19,333,365
売 上 原 価		14,732,902
売 上 総 利 益		4,600,463
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,135,243
営 業 利 益		2,465,220
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	476	
そ の 他	4,668	5,144
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	572,295	
支 払 手 数 料	99,072	
そ の 他	1,877	673,245
経 常 利 益		1,797,119
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		1,797,119
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	668,148	
法 人 税 等 調 整 額	14,695	682,844
少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益		1,114,275
当 期 純 利 益		1,114,275

連結株主資本等変動計算書

（平成26年12月1日から
平成27年11月30日まで）

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	3,573,038	3,548,540	5,014,712	△557,235	11,579,055
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当	－	－	△189,881	－	△189,881
当期純利益	－	－	1,114,275	－	1,114,275
自己株式の取得	－	－	－	△50	△50
自己株式の処分	－	9	－	291	300
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)	－	－	－	－	－
当連結会計年度変動額合計	－	9	924,393	240	924,643
当連結会計年度末残高	3,573,038	3,548,549	5,939,105	△556,995	12,503,698

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	繰延ヘッジ損益	その他の包括利益累計額合計		
当連結会計年度期首残高	△24,298	△24,298	67,715	11,622,473
当連結会計年度変動額				
剰余金の配当	－	－	－	△189,881
当期純利益	－	－	－	1,114,275
自己株式の取得	－	－	－	△50
自己株式の処分	－	－	－	300
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)	6,601	6,601	555	7,156
当連結会計年度変動額合計	6,601	6,601	555	931,799
当連結会計年度末残高	△17,697	△17,697	68,270	12,554,272

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年1月21日

スター・マイカ株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 北川 健二 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 橋本 裕昭 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、スター・マイカ株式会社の平成26年12月1日から平成27年11月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、スター・マイカ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成26年12月1日から平成27年11月30日までの第15期事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年1月21日

スター・マイカ株式会社 監査役会

常勤監査役 (社外監査役)	河島	克二 ㊞
監査役 (社外監査役)	小坂	義人 ㊞
監査役 (社外監査役)	櫛本	健夫 ㊞

貸借対照表

(平成27年11月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	38,758,933	流 動 負 債	5,872,819
現金及び預金	1,402,865	営業未払金	319,018
営業未収入金	50,686	短期借入金	117,650
販売用不動産	36,890,604	1年内返済予定の長期借入金	4,053,803
貯蔵品	2,655	未払金	79,296
前渡金	109,113	未払費用	125,004
前払費用	234,333	未払法人税等	352,463
繰延税金資産	62,057	未払消費税等	99,907
その他	7,724	前受金	94,740
貸倒引当金	△1,107	預り金	388,221
固 定 資 産	9,557,536	前受収益	215,393
有形固定資産	9,067,549	その他	27,319
建物	2,798,522	固 定 負 債	30,154,267
構築物	1,545	社債	329,500
車両運搬具	119	長期借入金	29,664,979
器具備品	29,225	預り敷金	133,632
土地	6,238,137	その他	26,155
無形固定資産	2,285	負 債 合 計	36,027,086
ソフトウェア	2,285	純 資 産 の 部	
投資その他の資産	487,700	株 主 資 本	12,247,874
関係会社株式	90,000	資本金	3,573,038
出資金	40	資本剰余金	3,548,549
長期前払費用	244,534	資本準備金	3,541,478
繰延税金資産	70,566	その他資本剰余金	7,070
その他	82,559	利 益 剰 余 金	5,683,281
繰 延 資 産	9,065	その他利益剰余金	5,683,281
社債発行費	9,065	繰越利益剰余金	5,683,281
資 産 合 計	48,325,535	自 己 株 式	△556,995
		評価・換算差額等	△17,697
		繰延ヘッジ損益	△17,697
		新 株 予 約 権	68,270
		純 資 産 合 計	12,298,448
		負 債 純 資 産 合 計	48,325,535

損益計算書

(平成26年12月1日から
平成27年11月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		18,928,312
売 上 原 価		14,993,478
売 上 総 利 益		3,934,833
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,799,396
営 業 利 益		2,135,437
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	386	
受 取 配 当 金	204,000	
業 務 受 託 料	10,080	
そ の 他	3,525	217,991
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	572,295	
支 払 手 数 料	99,072	
そ の 他	1,877	673,245
経 常 利 益		1,680,183
税 引 前 当 期 純 利 益		1,680,183
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	549,039	
法 人 税 等 調 整 額	14,222	563,261
当 期 純 利 益		1,116,921

株主資本等変動計算書

(平成26年12月1日から
平成27年11月30日まで)

(単位：千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本 剰余金合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当 期 首 残 高	3,573,038	3,541,478	7,061	3,548,540	4,756,242	4,756,242	△557,235	11,320,585
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当	－	－	－	－	△189,881	△189,881	－	△189,881
当 期 純 利 益	－	－	－	－	1,116,921	1,116,921	－	1,116,921
自 己 株 式 の 取 得	－	－	－	－	－	－	△50	△50
自 己 株 式 の 処 分	－	－	9	9	－	－	291	300
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	－	－	－	－	－	－	－	－
当 期 変 動 額 合 計	－	－	9	9	927,039	927,039	240	927,289
当 期 末 残 高	3,573,038	3,541,478	7,070	3,548,549	5,683,281	5,683,281	△556,995	12,247,874

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
当 期 首 残 高	△24,298	△24,298	67,715	11,364,003
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当	－	－	－	△189,881
当 期 純 利 益	－	－	－	1,116,921
自 己 株 式 の 取 得	－	－	－	△50
自 己 株 式 の 処 分	－	－	－	300
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	6,601	6,601	555	7,156
当 期 変 動 額 合 計	6,601	6,601	555	934,445
当 期 末 残 高	△17,697	△17,697	68,270	12,298,448

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年1月21日

スター・マイカ株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 北川 健二 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 橋本 裕昭 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、スター・マイカ株式会社の平成26年12月1日から平成27年11月30日までの第15期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、平成26年12月1日から平成27年11月30日までの第15期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年1月21日

スター・マイカ株式会社 監査役会

常勤監査役 (社外監査役)	河島	克二	ⓐ
監査役 (社外監査役)	小坂	義人	ⓐ
監査役 (社外監査役)	櫛本	健夫	ⓐ

以上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

平成26年6月27日に公布された「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号、以下、当該法律による改正後の会社法を「改正会社法」といいます。）により、新たに監査等委員会設置会社制度が創設されました。

当社は、コーポレート・ガバナンス体制の一層の強化を図り、経営の健全性と透明性をさらに向上させるため、監査等委員会設置会社に移行いたしたく、定款の一部を変更するものであります。

また、改正会社法では、新たに業務執行取締役等でない取締役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、責任限定契約を締結できる取締役の範囲を変更するものであります。なお、当該定款変更にかかる議案を本総会に提出することにつきましては、各監査役の同意を得ております。

加えて、定款の事業目的のうち、投資・助言代理業を実態に即して削除するものであります。

その他、字句の修正及び上記の変更に伴う条数の変更等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本議案による定款の一部変更は、本総会終結の時をもって、その効力が生じるものといたします。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>第1条 (条文省略)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 不動産の賃貸 2. 不動産の管理及び利用 3. 不動産の売買及び仲介 4. 信託受益権の保有及び売買 5. 不動産の鑑定業務、鑑定システムの研究、開発 6. 建築物の設計、施工及び工事監理 7. 住宅の増改築、建替え及びリフォーム 8. 不動産に関するコンサルティング 9. 経営コンサルティング 10. 出版業 11. 講演会、セミナー、シンポジウム等の企画、開催、運営 12. 著作権、出版権、翻訳権等の知的所有権の管理、売買、賃貸 13. 市場調査、広告宣伝に関する業務 14. 資産運用に関するコンサルティング 15. 金融商品取引法で規定する第二種金融商品取引業、投資助言・代理業 16. 有価証券の投資及び運用 17. 貸金業 18. 債権の売買 19. 生命保険の募集に関する業務 20. 損害保険の代理業 21. 上記各号に附帯する一切の業務 <p>第3条 (条文省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人 <p>第5条～第16条 (条文省略)</p>	<p>第1条 (現行どおり)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 不動産の賃貸 2. 不動産の管理及び利用 3. 不動産の売買及び仲介 4. 信託受益権の保有及び売買 5. 不動産の鑑定業務、鑑定システムの研究、開発 6. 建築物の設計、施工及び工事監理 7. 住宅の増改築、建替え及びリフォーム 8. 不動産に関するコンサルティング 9. 経営コンサルティング 10. 出版業 11. 講演会、セミナー、シンポジウム等の企画、開催、運営 12. 著作権、出版権、翻訳権等の知的所有権の管理、売買、賃貸 13. 市場調査、広告宣伝に関する業務 14. 資産運用に関するコンサルティング 15. 金融商品取引法で規定する第二種金融商品取引業 16. 有価証券の投資及び運用 17. 貸金業 18. 債権の売買 19. 生命保険の募集に関する業務 20. 損害保険の代理業 21. 上記各号に附帯する一切の業務 <p>第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (3) <u>削除</u> (4) 会計監査人 <p>第5条～第16条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数) 第17条 当社の取締役は7名以内とする。 (新設)</p> <p>(選任方法) 第18条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(任期) 第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (新設) (新設) (新設)</p>	<p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会並びに監査等委員会</p> <p>(員数) 第17条 当社の取締役(監査等委員である者を除く。)は、7名以内とする。 2 <u>当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p> <p>(選任方法) 第18条 <u>取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</u> 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(任期) 第19条 取締役(監査等委員である者を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u> 4 <u>会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(代表取締役及び役付取締役) 第20条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>	<p>(代表取締役及び役付取締役) 第20条 取締役会は、その決議によって<u>監査等委員でない取締役の中から、代表取締役を選定する。</u></p> <p>2 取締役会は、その決議によって<u>監査等委員でない取締役の中から、取締役社長1名を定め、必要に応じて、取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p>
<p>第21条 (条文省略)</p>	<p>第21条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役会の招集通知) 第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知) 第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>
<p>(新設)</p> <p>第23条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(監査等委員会の招集通知) 第23条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2 <u>監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
<p>第23条 (条文省略)</p>	<p>第24条 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p> <p>第24条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(重要な業務執行の決定の委任) 第25条 <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p>
<p>第24条 (条文省略)</p>	<p>第26条 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p> <p>第27条 (条文省略)</p>	<p>(監査等委員会規程) 第27条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>

現行定款	変更案
(新設)	(常勤の監査等委員)
<p>(報酬等) 第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>第28条 <u>監査等委員会は、その決議によって、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p>(報酬等) 第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p>
<p>(取締役の責任免除) 第26条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2 当会社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	<p>(取締役の責任免除) 第30条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2 当会社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>
<p>第27条 (条文省略)</p>	<p>第31条 (現行どおり)</p>
<p><u>第5章 監査役及び監査役会</u></p>	<p><u>(削除)</u></p>
<p>(員数) 第28条 <u>当会社の監査役は、4名以内とする。</u></p>	<p><u>(削除)</u></p>
<p>(選任方法) 第29条 <u>監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2 <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p><u>(削除)</u></p>

現行定款	変更案
<p>(任期) 第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>3 会社法第329条第2項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p>	(削除)
<p>(監査役会の招集通知) 第31条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査役の前員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p>	(削除)
<p>(監査役会規程) 第32条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>	(削除)
<p>(常勤の監査役) 第33条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>	(削除)
<p>(報酬等) 第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	(削除)
<p>(監査役の責任免除) 第35条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議をもって免除することができる。</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	(削除)

現行定款	変更案
第6章 会計監査人	第5章 会計監査人
第36条～第37条 (条文省略)	第32条～第33条 (現行どおり)
(報酬等) 第38条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。	(報酬等) 第34条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。
第39条 (条文省略)	第35条 (現行どおり)
第7章 計 算	第6章 計 算
第40条～第43条 (条文省略)	第36条～第39条 (現行どおり)
(新設)	附 則
(新設)	(監査役の責任免除に関する経過措置)
(新設)	第1条 平成28年2月開催の第15回定時株主総会終結前の監査役(監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任の取締役会決議による免除については、なお従前の例による。
(新設)	第2条 平成28年2月開催の第15回定時株主総会終結前の社外監査役(社外監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお従前の例による。

第2号議案 監査等委員でない取締役6名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたします。現在の当社取締役7名は、定款第19条の定め及び監査等委員会設置会社への移行により、本総会終結の時をもって全員任期満了となりますので、監査等委員である取締役とは区別して、監査等委員でない取締役6名の選任をお願いするものであります。なお、本議案は、監査等委員会を置く旨の定款変更（第1号議案）の効力が生じた時をもって効力を生ずるものとしたします。

監査等委員でない取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	みずなが まさし 水 永 政 志 (昭和39年10月6日生)	平成元年4月 三井物産(株)入社 平成7年3月 米国カリフォルニア大学ロスアンゼルス校経営大学院修士課程修了(MBA) 平成7年4月 (株)ボストンコンサルティンググループ入社 平成8年7月 ゴールドマン・サックス証券会社入社 平成12年3月 (株)ピーアイテクノロジー(現いちごグループホールディングス(株))設立 代表取締役就任 平成14年2月 当社代表取締役社長就任 平成26年12月 当社代表取締役会長就任(現任) (重要な兼職の状況) (株)オフィス扇代表取締役	1,343,900株
2	あきさわ しょういち 秋 澤 昭 一 (昭和40年5月10日生)	昭和63年4月 藤和不動産(株)(現三菱地所レジデンス(株))入社 平成9年5月 (有)エイテック設立 代表取締役就任 平成15年5月 パシフィックマネジメント(株)(現パシフィックホールディングス(株))入社 平成16年2月 同社 執行役員就任 平成20年2月 パシフィックリアルティ(株)(現(株)パシフィック・プロパティーズ・インベストメント)代表取締役就任 平成23年1月 当社入社 戦略事業部長就任 平成24年2月 当社取締役戦略事業本部長就任 平成26年12月 当社代表取締役社長就任(現任)	6,800株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	ひうらまさき 日浦正貴 (昭和50年1月31日生)	平成9年11月 朝日監査法人(現有限責任あずさ監査法人)入所 平成13年4月 公認会計士登録 平成17年5月 当社入社 経営企画室長就任 平成21年2月 当社取締役経営企画室長就任 平成25年8月 当社取締役企画本部長就任 平成26年12月 当社取締役CFO 管理本部長就任(現任)	45,500株
4	あかしけいいち 明石圭市 (昭和42年7月22日生)	平成元年4月 (株)富洋ハウジング入社 平成3年10月 中信住宅販売(株)(現三井住友トラスト不動産(株))入社 平成9年6月 (株)プライムエステート設立 代表取締役就任 平成15年10月 (株)メープルハウジング入社 平成18年7月 当社入社 平成22年2月 当社投資事業第1部長就任 平成24年2月 当社取締役投資事業本部長兼横浜支店長就任(現任)	7,900株
5	いしづみともゆき 石積智之 (昭和47年8月31日生)	平成8年4月 (株)第一勧業銀行(現(株)みずほ銀行)入行 平成15年6月 (株)アパマンショップネットワーク(現(株)アパマンショップホールディングス)入社 平成16年1月 当社入社 平成19年12月 スター・マイカ・アセットパートナーズ(株)取締役投資運用部長兼投資企画部長就任 平成24年2月 当社戦略事業部長就任 平成26年12月 当社企画本部長就任 平成27年2月 当社取締役企画本部長就任(現任)	6,600株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
6	かわにし まさと 河西 正人 (昭和41年10月22日生)	平成2年4月 藤和不動産(株) (現三菱地所レジデンス(株)) 入社 平成13年6月 安田信託銀行(株) (現みずほ信託銀行(株)) 入行 平成15年9月 パシフィックマネジメント(株) (現パシフィックホールディングス(株)) 入社 平成19年2月 同社執行役員就任 平成21年5月 タッチストーン・レジデンシャル・マネジメント(株) (現伊藤忠アーバンコミュニティ(株)) 入社 平成22年7月 ADインベストメント・マネジメント(株) 入社 平成24年6月 同社取締役運用本部長代行兼投資開発部長就任 平成26年12月 当社入社 戦略事業本部長就任 平成27年2月 当社取締役戦略事業本部長就任 (現任) (重要な兼職の状況) ファン・インベストメント(株)代表取締役	500株

(注) 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたします。これに伴い、監査等委員でない取締役とは区別して、監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。本議案は、監査等委員会を置く旨の定款変更（第1号議案）の効力が生じた時をもって効力を生ずるものいたします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	かわしま かつじ 河島 克二 (昭和19年5月22日生)	昭和42年3月 (株)読売旅行入社 平成7年5月 同社 経理部長 平成13年2月 読売観光(株)(現(株)読売観光バス) 常務取締役 経理部長就任 平成17年5月 当社監査役就任(現任)	8,800株
2	おだき かずひこ 小 滝 一 彦 (昭和40年10月1日生)	昭和63年4月 通商産業省(現経済産業省)入省 平成12年1月 大阪大学社会経済研究所助教授 平成16年7月 金融庁総務企画局市場課企画官 平成20年7月 経済産業省経済産業政策局企業法制研究官 平成24年3月 同省退官 平成24年4月 日本大学経済学部教授(現任) 平成25年2月 当社取締役就任(現任)	11,200株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	こさか よしひと 小坂 義人 (昭和30年7月13日生)	昭和59年12月 税理士登録 昭和62年1月 千葉・小坂会計事務所パートナー 平成2年2月 公認会計士登録 平成3年3月 アクタス監査法人(現太陽有限責任監査法人)設立 代表社員就任 平成15年6月 アストマックス(株)監査役就任(現任) 平成18年2月 当社監査役就任(現任) 平成18年6月 信越化学工業(株)監査役就任(現任) 平成21年7月 飛悠税理士法人設立 代表社員就任 平成26年10月 太陽有限責任監査法人パートナー就任 平成27年7月 飛悠税理士法人社員就任(現任) 平成27年7月 きさらぎ監査法人代表社員(現任) (重要な兼職の状況) きさらぎ監査法人代表社員 飛悠税理士法人社員 アストマックス(株)監査役 信越化学工業(株)監査役	3,300株
4	とちもと たけお 樺本 健夫 (昭和40年1月1日生)	昭和63年4月 日本銀行入行 平成15年10月 あずさ監査法人(現有限責任 あずさ監査法人)入所 平成19年5月 公認会計士登録 平成21年1月 とちもと公認会計士事務所所長(現任) 平成27年5月 当社監査役就任(現任) (重要な兼職の状況) とちもと公認会計士事務所 所長	一株

- (注) 1. 各監査等委員である取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 河島克二氏、小滝一彦氏、小坂義人氏、樺本健夫氏は、社外取締役候補者であり、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員候補者であります。
3. 河島克二氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏の事業会社における経営経験、企業会計に関する経験と見識を活かし、経営監督機能の強化を期待するためであります。

4. 河島克二氏が社外監査役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって10年となります。
5. 小滝一彦氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏の経済産業省、金融庁での豊富な経験と、大学教授としての幅広い見識をもとに、専門的な見地から、当社経営に対して有益なご意見や率直なご指摘をいただいております。引き続き当社経営意思決定の健全性・透明性の向上に資することを期待するためであります。なお、同氏は、これまで直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を遂行できると判断いたしました。
6. 小滝一彦氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。
7. 小坂義人氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏の公認会計士としての企業会計に関する経験と見識を活かし、経営全般への監視や、監査体制の強化を期待するためであります。なお、同氏は、これまで直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を遂行できると判断いたしました。
8. 小坂義人氏が社外監査役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって10年となります。
9. 櫛本健夫氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏の公認会計士としての企業会計に関する経験と見識を活かし、経営全般への監視や、監査体制の強化を期待するためであります。なお、同氏は、これまで直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を遂行できると判断いたしました。
10. 櫛本健夫氏が社外監査役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって9か月となります。
11. 当社は、河島克二氏、小滝一彦氏、小坂義人氏、櫛本健夫氏が本総会で選任された場合、各氏4名との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、その責任を法令の定める最低責任限度額を限度として限定する契約を締結する予定であります。
12. 本総会後に開催される監査等委員会において、河島克二氏が常勤の監査等委員に選定される予定です。

第4号議案 監査等委員でない取締役の報酬額決定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたしますので、現在の取締役の報酬枠を廃止し、会社法及び会社法施行規則の定めに従い、監査等委員でない取締役の報酬額について、本議案のとおりご提案いたしたく存じます。

現在、当社の取締役の報酬は、基本報酬並びに一般型ストック・オプション報酬及び株式報酬型ストック・オプション報酬により構成されております。これらのうち、基本報酬については、平成19年2月開催の第6回定時株主総会において年額金300百万円以内（社外取締役分を含む。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とご承認いただき、今日に至っておりますが、経済情勢等の諸般の事情も考慮して、監査等委員でない取締役に対する基本報酬については、年額金300百万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。なお、監査等委員でない取締役の報酬額には、使用人分給与は含まないものといたします。

また、上記基本報酬とは別枠で、平成20年2月開催の第7回定時株主総会において一般型ストック・オプション報酬として年額24百万円以内、平成22年2月開催の第9回定時株主総会において株式報酬型ストック・オプションのための報酬として年額24百万円以内（社外取締役を除く。）とご承認いただき、今日に至っておりますが、双方のストック・オプション報酬を廃止し、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、経済情勢等の諸般の事情も考慮して、監査等委員でない取締役（社外取締役を除く。）に対する報酬等として、平成22年2月開催の第9回定時株主総会決議におけるものと同等の内容の株式報酬型ストック・オプションを付与するための報酬額を、上記基本報酬とは別枠で年額金24百万円以内（社外取締役を除く。）といたしたいと存じます。

なお、本議案の承認可決を条件として、平成20年2月開催の第7回定時株主総会においてご承認いただいた一般型ストック・オプション報酬を廃止し、当社の取締役に対して、当該一般型ストック・オプションとして新規に新株予約権を付与しないことといたします。

株式報酬型ストック・オプションの付与は、金銭の払込みを要しないものとして新株予約権を支給する方法（現物方式、会社法第361条第1項第3号に規定する金銭でない報酬等）、又は、オプション評価モデルを用いて合理的に算定された公正価格を払込金額とする新株予約権を割り当てる一方、当該払込金額に相当する金銭報酬を支給することとし、払込みに代えて当該金銭報酬請求権により相殺を行う方法（相殺方式）のいずれかの方法により行います。

株式報酬型ストック・オプションとして取締役（社外取締役を除く。）に対して各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の内容及びその額は下記のとおりであります。

なお、現在の取締役の員数は7名（うち、社外取締役の員数は1名）であります。第1号議案及び第2号議案が原案どおり承認可決された場合、監査等委員でない取締役の員数は6名（うち、監査等委員でない社外取締役の員数は0名）となります。また、本議案は、監査等委員会を置く旨の定款変更（第1号議案）の効力が生じた時をもって効力を生ずるものといたします。

記

1. 株式報酬型ストック・オプションとして用いる新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数またはその算定方法
各新株予約権の目的である株式の種類及び数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式1株とする。

ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、当社は次の算式により株式数を調整する。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

このほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

1

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{調整前株式数}}{\text{調整後株式数}}$$

このほか、割当日後、払込金額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で払込金額を調整する。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を割り当てる日から30年以内の範囲で、別途取締役会において定める。

(4) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当社の取締役に在任中は行使することができず、取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り新株予約権を行使することができる。

その他の行使の条件は、別途取締役会において定める。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

(6) その他の新株予約権の内容

その他の募集事項及び細目（上記（1）から（5）までの事項におけるその他の事項を含む。）については、取締役会の決議によって定める。

2. 一事業年度中に付与する株式報酬型ストック・オプションの額
24百万円以内とする。

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたしますので、会社法及び会社法施行規則の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬額について、本議案のとおりご提案いたしたく存じます。

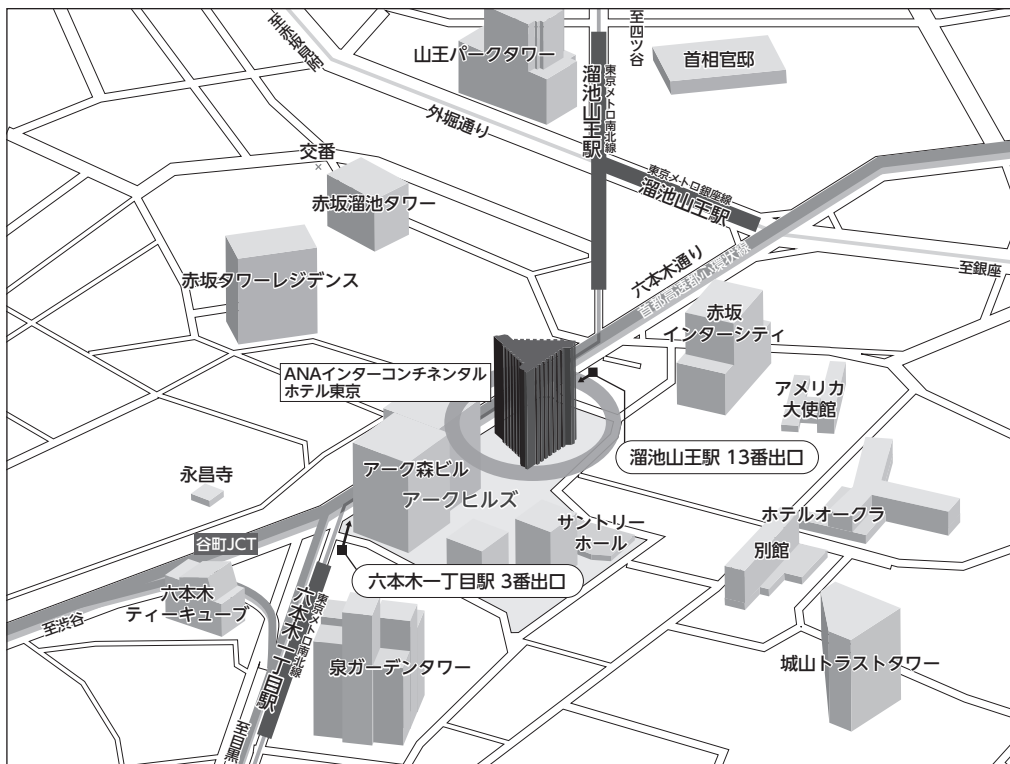
監査等委員である取締役は、従来監査役が行っていた監査業務に加え、取締役として取締役会の決議に参加し、取締役による業務執行の監督を行うなどの職務を担うことから、その職責にふさわしい報酬水準といたしたく存じます。つきましては、監査等委員である取締役に対する金銭報酬については、年額金60百万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

第1号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決された場合、監査等委員である取締役の員数は4名となります。なお、本議案は、監査等委員会を置く旨の定款変更（第1号議案）の効力が生じた時をもって効力を生ずるものといたします。

以上

株主総会会場ご案内図

東京都港区赤坂一丁目12番33号
ANAインターコンチネンタルホテル東京 地下1階
グローリー
☎03-3505-1111 (代表)



- | | | |
|------------|---------|--------------|
| 南北線 | 溜池山王駅 | 13番出口から徒歩約1分 |
| ●東京メトロ 銀座線 | | |
| 南北線 | 六本木一丁目駅 | 3番出口から徒歩約2分 |

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。